

広島県建築基準法施行
条例第4条の2の適用
の要否の取扱い

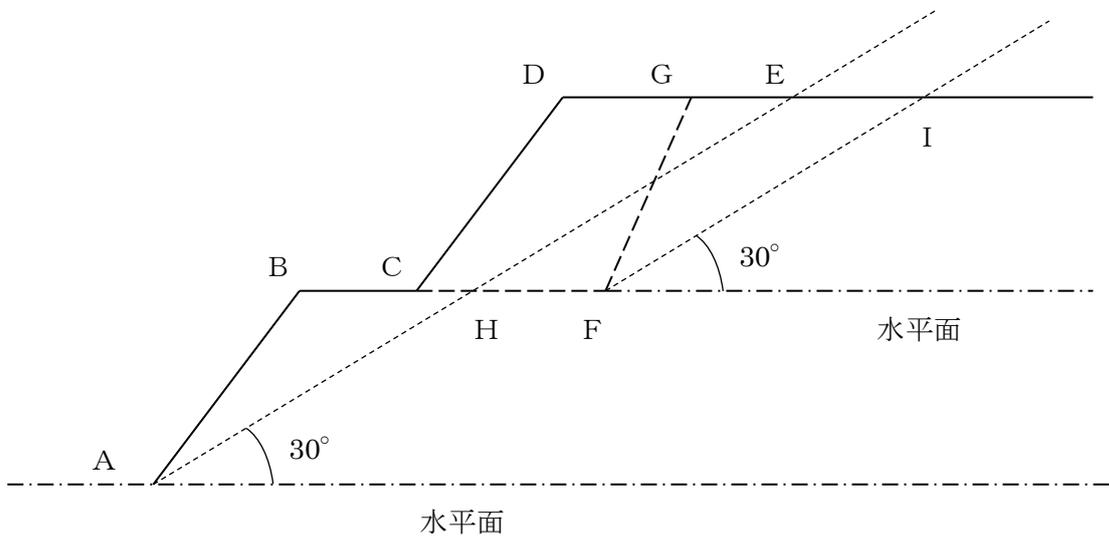
小段等によって上下に分離されたがけがある場合の取扱い
について

【内 容】

- ・ 小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。

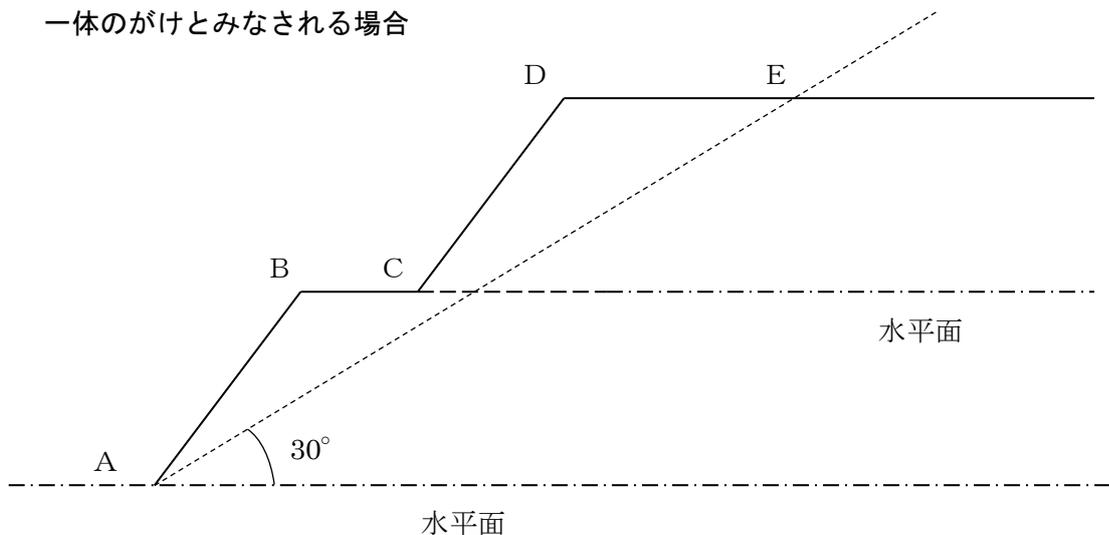
【解 説】

- ・ 下図において、上段のがけの下端がCである時はこの図上ABCDEで囲まれる部分は一体のがけとみなされ、上段のがけの下端がFである時はABC FGEで囲まれる部分は一体のがけとみなされず、それぞれABCH及びFGEIという別々のがけと取り扱う。

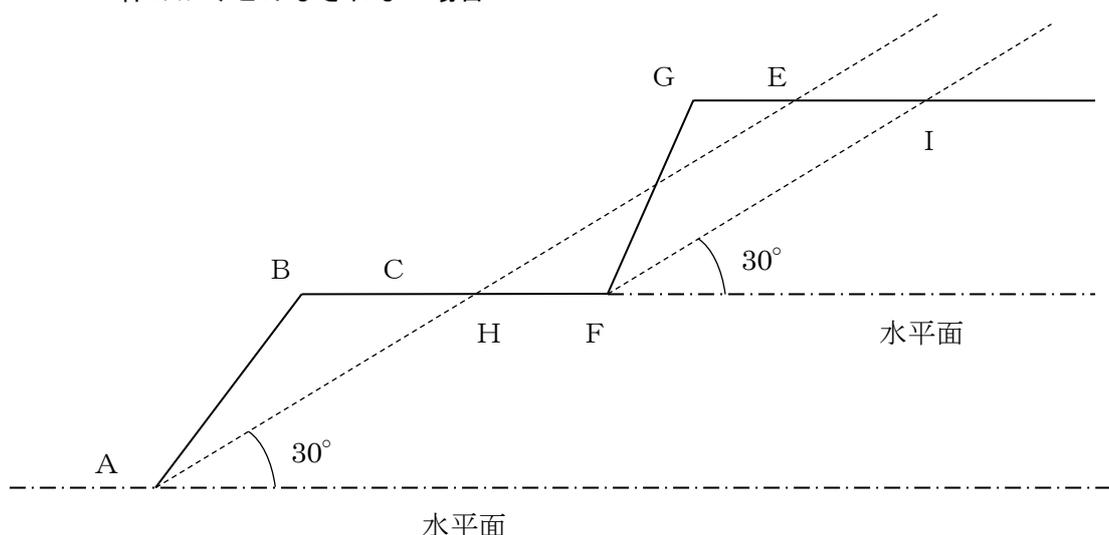


「最新 開発許可制度の解説」掲載図

一体のがけとみなされる場合



一体のがけとみなされない場合



【参考条文】

■ 建築基準法（地方公共団体の条例による制限の附加）抜粋

第四十条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

■ 広島県建築基準法施行条例（がけ付近の建築物）抜粋

第四条の二 住居の用に供する建築物を建築する場合には、その敷地（災害危険区域内にあるものを除く。）が、二メートルを超える高さのがけ（地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地をいう。以下同じ。）の上にあるときにあつてはがけの下端から、五メートル以上の高さのがけの下にあるとき（特別警戒区域内にあるときを除く。）にあつてはがけの上端から、当該建築物との間にそのがけの高さの一・七倍以上の水平距離を保たなければならない。

2 略

■ 都市計画法施行規則（がけ面の保護）抜粋

第二十三条 切土をした土地の部分に生ずる高さ二メートルをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルをこえるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルをこえるがけのがけ面は、擁壁でおおわなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で、次の各号の一に該当するもののがけ面については、この限りでない。

一 略

二 略

2 前項の規定の適用については、小段等によつて上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。

3 略

4 略

■宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（定義等）抜粋

第一条

- 1 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。
- 2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。
- 3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。
- 4 略